その他告示

○総務省告示第二百九十号

電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十七号）附則第三条第三項第一号及び第四条第三項第一号の規定に基づき、当該各号に定める総務大臣が告示する日は、令和七年九月一日とする。

令和七年八月二十五日

総務大臣　村上誠一郎

○農林水産省告示第千二百四十四号

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第六条第六項の規定に基づき、昭和二十六年農林省告示第三百六十九号（漁港の指定）の一部を次のように改正する。

令和七年八月二十五日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後				改正前			
漁港の名称	種類	所在地	漁港の区域 水域 陸域	漁港の名称	種類	所在地	漁港の区域 水域 陸域
北海道				北海道			
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
苫前	三	苫前郡苫前町	次のア点からキ点までを順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海面 ア～ウ点　（略） エ点　北緯四十四度十九分〇五秒〇三七一　東経百四十一度三十八分四十五秒九九三九 オ点　北緯四十四度十九分十四秒四一七一　東経百四十一度三十九分三十九秒五四四八 カ点　北緯四十四度十九分〇八秒八九九六　東経百四十一度三十九分三十秒六九一四 キ点　北緯四十四度十八分五十四秒五二二三　東経百四十一度三十九分三十八秒九五〇四	水域の欄に規定するカ点、キ点、次のク点、水域の欄に規定するア点、イ点を順次結んだ線及び水際線により囲まれた地域 ク点　（略）	苫前	三	苫前郡苫前町	次のア点からカ点までを順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海面 ア～ウ点　（略） エ点　北緯四十四度十九分十四秒四一七一　東経百四十一度三十九分十九秒五四四八 オ点　北緯四十四度十九分〇八秒八九九六　東経百四十一度三十九分三十秒六九一四 カ点　北緯四十四度十八分五十四秒五二二三　東経百四十一度三十九分三十八秒九五〇四（新設）	水域の欄に規定するオ点、カ点、次のキ点、水域の欄に規定するア点、イ点を順次結んだ線及び水際線により囲まれた地域 キ点　（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。